

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

県の事務からの暴力団排除等のための関係条例の整備に関する条例

(鳥取県個人情報保護条例の一部改正)

第1条 鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 実施機関の事務への暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の関与を排除し、又は予防すること(以下「暴力団排除等」という。)を目的として収集するとき。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第8号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6</p>	<p>(収集の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 実施機関は、個人情報を本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。</p> <p>5 実施機関は、第3項第3号又は前項第7号の規定により個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ鳥取県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、登録簿に登録された目的(第6</p>

<p>条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合(犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 犯罪の予防等又は暴力団排除等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>条第3項各号に掲げる事務及び同条第4項の規定により登録簿に登録しない事務については、実施機関があらかじめ定める目的)以外の目的のために個人情報を実施機関において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 実施機関において利用する場合又は他の実施機関に提供する場合(犯罪の予防等を目的として利用し、又は提供する場合を除く。)であって、利用し、又は提供を受ける個人情報が当該実施機関の事務の執行に必要不可欠であると認められるとき。</p> <p>(5) 犯罪の予防等を目的として実施機関において利用する場合又は県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、当該目的に必要な限度で利用し、又は提供し、かつ、当該利用し、又は提供することに相当な理由があると認められるとき。</p> <p>(6) 犯罪の予防等を目的として前号に規定するもの以外のものに提供する場合であって、当該目的に必要な限度で提供し、かつ、当該提供することに特別の理由があると認められるとき。</p> <p>(7) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	--

(鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

<p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>（措置命令）</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>利用許可</u>を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>	<p>（措置命令）</p> <p>第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、<u>第3条の規定による許可</u>（以下「利用許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。</p>
--	--

（鳥取県都市公園条例の一部改正）

第3条 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>3 知事は、前2項の許可に係る行為が次の各号のい</u></p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。</p> <p>(2) 物品を頒布すること。</p> <p>(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

ずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

4 知事は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第4項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

3 知事は、前2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(有料公園施設の利用の許可)

第8条 略

2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 略

4 略

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 第7条第3項の条件に違反したとき。

(3)～(5) 略

2 略

(鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。</u></p> <p><u>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 大学校の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>利用許可</u>を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第11条 別表に定める施設並びにグラウンド及びテニスコート(以下「グラウンド等」という。)を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>前条の許可(以下「利用許可」という。)</u>を受けた者(グラウンド等の利用許可を受けた者を除く。)のうち一般人に対しては、規則で定めるところにより、別表に定める額の使用料を徴収する。</p>

(鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立二十一世紀の森の設置及び管理に関する条例(昭和60年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 <u>二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館</u>を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その利用が次の各号のいずれかに該当す</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第3条 二十一世紀の森の施設のうち林業技術工芸実習館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p>

<p>る場合は、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>林業技術工芸実習館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	
--	--

（鳥取県港湾管理条例の一部改正）

第6条 鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) <u>港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(7) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>3～5 略</p>	<p>（使用等の許可）</p> <p>第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 港湾施設をき損し、<u>又は汚損するおそれがあるものであるとき。</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3～5 略</p>

（鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正

する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び<u>空港法（昭和31年法律第80号）第12条第1項の規定に基づき</u>、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（土地等の使用）</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p><u>2 知事は、その使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p><u>（1） 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>（2） 空港の施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>（3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>（空港内営業の許可）</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 知事は、その営業が前条第2項各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び<u>航空法（昭和27年法律第231号）第54条の2第1項の規定に基づき</u>、鳥取県営鳥取空港の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</p> <p>（土地等の使用）</p> <p>第11条 空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者は、第4条の規定により使用する場合を除き、知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る土地等の使用の態様又は目的を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>（空港内営業の許可）</p> <p>第12条 空港内で営業をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>

（鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>青少年社会教育施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>
--	---

(鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例(昭和47年鳥取県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。)に改める。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2 教育委員会は、その利用(展示室、講堂又は会議室に係るものに限る。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>博物館の施設又は博物館資料をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。</u></p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条第1項</u>又は第7</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第6条 博物館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>第6条</u>又は第7条第1</p>

条第1項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。 (1)~(5) 略	項第2号若しくは第4号の許可を取り消すことができる。 (1)~(5) 略
--	---

(鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県営企業の設置等に関する条例(昭和41年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
第5条 略 2 略 <u>3 知事は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、工業用水の供給をしないことができる。</u>	第5条 略 2 略

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。